

社の株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第四項の通知をする旨

二 前号の株主又は質権者のために開設された当該発行又は当該移転に係る振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を合併の日までに当該消滅会社に通知すべき旨

三 次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 前項第一号の株主又は質権者が合併の日までに同項第二号の口座を同項の消滅会社に通知しなかつた場合には、同項の新設会社又は存続会社は、同項第三号の振替機関等に対し、当該株主又は当該質権者のために口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該存続会社が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 第一項の新設会社又は存続会社は、合併に際して発行する特定の種類の株式について合併の日までに第十三条第一項の同意を与えていない場合には、速やかに、当該同意を与えなければならない。

4 前項の新設会社又は存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該新設会社又は存続会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一項第一号の株主に対して当該合併に際して発行する振替株式の銘柄

二 第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称

- 三 第一項の消滅会社が同項第一号の株主又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該存続会社が開設の申出をした既存特別口座）
 - 四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く）。
 - 五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
 - 六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
 - 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
 - 八 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
 - 九 当該合併に際して発行する振替株式の総数その他主務省令で定める事項
- 5
- 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（同号の質権

- 者であるものに限る。()に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録
- 八 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録
- 二 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
- ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録
- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む)。()の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 7 存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該自己の振替株式について振替の申請をしなければならない。
- 8 第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行

し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、前項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項		第一項	
第一項第一号		第一項第一号	
消滅会社は	消滅会社は	当該消滅会社	当該会社
合併をする時期	合併をする時期	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日	当該完全親会社となる会社が株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
株式交換の日又は株式移転をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期	当該完全親会社となる会社が株式交換の日	当該完全親会社となる会社の株式移転の日
完全子会社となる会社は	完全子会社となる会社は	当該完全親会社となる会社が株式交換の日	当該完全親会社となる会社の株式移転の日
完全子会社となる会社	完全子会社となる会社	当該完全親会社となる会社が株式交換の日	当該完全親会社となる会社の株式移転の日

第二項	第二項				第一項第二号		
新設会社又は存続会	存続会社が	社 新設会社又は存続会	消滅会社	合併の日	消滅会社	合併の日	
完全親会社となる会	株式交換により完全親会社となる会社が	社 完全親会社となる会	社 完全子会社となる会	株式交換の日の前日 又は株式移転の日の前日	社 完全子会社となる会	株式交換の日の前日 又は株式移転の日の前日	社

第四項第九号	第四項第三号		第四項第一号	第四項			
合併	存続会社	消滅会社	合併	合併の日	新設会社又は存続会社	合併の日	社は、合併に際して
株式交換又は株式移	親会社となる会社 株式交換により完全 親会社となる会社	社 完全子会社となる会 社	転 株式交換又は株式移 転	株式交換の日又は株 式移転の日	社 完全親会社となる会 社	株式交換の日の前日 又は株式移転の日の 前日	社は、株式交換又は 株式移転に際して

第七項		転
合併の日	存続会社 株式交換により完全親会社となる会社	
株式交換の日		

9 | 前項に規定する場合において、完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転の日において、完全親会社となる会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

10 | 第一項から第六項までの規定は分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社若しくは承継会社が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	分割会社は
-----	-------	-------

第二項	第一項第二号	第一項第一号	
合併の日	合併の日	当該新設会社又は当該承継会社が合併の日	当該消滅会社 合併をする時期
商法第三百七十四条ノ七第一項(同法第	商法第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)(の一定の日	当該設立会社又は当該承継会社が商法第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)(の一定の日	当該分割会社 分割をする時期

第四項		第三項					
合併の日	社 新設会社又は存続会	合併の日	社 新設会社又は存続会 社は、合併に際して	存続会社が	社 新設会社又は存続会	消滅会社	
分割の日	社 設立会社又は承継会	分割の日	社 設立会社又は承継会 社は、新設分割又は 吸収分割に際して	承継会社が	社 設立会社又は承継会	分割会社	三百七十四条ノ三十 一第三項において準 用する場合を含む。 ）の一定の日

第四項第一号		合併		新設分割又は吸収分割	
第四項第二号		消滅会社	分割会社		
第四項第九号		合併	存続会社	承継会社	
第七項		合併の日	存続会社	承継会社	
				新設分割又は吸収分割	
				分割の日	

11 前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、設立会社又は承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

12 第一項から第六項までの規定は消滅会社が有限会社である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代え

てその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	株主及び株主名簿	社員及び社員名簿
第一項第一号	株主（株主名簿） 株式の株主	社員（社員名簿） 持分を有する社員
第一項第二号、第二項、第四項第一号から第三号まで及び第五項第一号イ	株主	社員

13

第一項から第六項までの規定は分割会社が有限会社である場合において、承継会社が吸収分割に際して分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするとき

について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項第二号		第一項第一号		第一項	
消滅会社	株主	株式の株主	簿 当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会社の株主（株主名簿	合併をする時期 当該消滅会社の株主及び株主名簿	消滅会社は
分割会社	社員	持分を有する社員	名簿 当該承継会社が分割の日における当該分割会社の社員（社員名簿	分割をする時期 当該分割会社の社員及び社員名簿	分割会社は

第四項第一号		第四項		第三項		第二項			
株主	合併の日	新設会社又は存続会社	合併の日	新設会社又は存続会社は、合併に際して	存続会社が	新設会社又は存続会社	消滅会社	合併の日	株主
社員	分割の日	承継会社	分割の日	承継会社は、吸収分割に際して	承継会社が	承継会社	分割会社	分割の日	社員

14 前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の社員又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

第七項	合併の日	分割の日	第五項第一号イ	株主	社員	第四項第九号	合併	吸収分割	第四項第二号	存続会社	承継会社	第四項第二号	株主	社員	第四項第二号	消滅会社	分割会社	第四項第二号	株主	社員	合併	吸収分割
	存続会社	承継会社		株主	社員		合併	吸収分割		存続会社	承継会社		株主	社員		消滅会社	分割会社		株主	社員		吸収分割

第百四十四条 加入者は、前条第二項本文の申出により振替機関等が

開設した口座（以下この条において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

- 2 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式を取得した者（以下この条において「取得者」という。）であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものが、合併に際して発行し、又は移転した振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をしたときは、当該振替株式の発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。
 - 一 当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出
 - 二 前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請
- 3 前項の規定は、前条第一項に規定する場合において、合併の日の前に消滅会社の株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株

（新設）

主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4 第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5 第三百二十二条第三項及び第四項（第二号及び第五号を除く。）の規定は、第二項第二号（第三項において準用する場合を含む。）の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第三百二十二条第三項</p>	<p>第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）</p>	<p>発行者</p>
<p>第三百二十二条第三項第二号</p>	<p>当該申請人の口座</p>	<p>前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座</p>
<p>第三百二十二条第四項第一号</p>	<p>申請人の口座の前項第二号</p>	<p>前項第一号の口座の同号</p>

6 第二項第一号(第三項において準用する場合を含む。)の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

7 前各項の規定は、前条第八項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、株式交換の日又は株式移転の日の前に当該完全子会社となる会社
第三項	前条第一項に規定する場合	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が

第一項から第六項までの規定は、前条第十項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

	合併の日の前に消滅会社	振替株式でない場合 株式交換の日又は株式移転の日の前に完全子会社となる会社
第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	分割会社の株式が振替株式でない場合において、商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に分割会社
合併に際して	新設分割又は吸収分	

	<p>第三項</p> <p>前条第一項に規定する 場合</p>	<p>割に際して</p> <p>分割会社の株式が振 替株式でない場合</p>
	<p>合併の日の前に消滅 会社</p>	<p>商法第三百七十四条 ノ七第一項（同法第 三百七十四条ノ三十 一第三項において準 用する場合を含む。 ）の一定の日の前に 分割会社</p>

9

第一項から第六項までの規定は、前条第十二項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第二項</p>	<p>消滅会社の株式が振 替株式でない場合に おいて、合併の日の 前に当該消滅会社の</p>	<p>合併の日の前に消滅 会社の持分</p>
------------	--	----------------------------

第一項から第六項までの規定は、前条第十三項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄

第三項			
株主名簿	株式	前条第一項に規定する場合において	株主名簿 株式
社員名簿	持分	消滅会社が有限会社であつて、新設会社又は存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において	社員名簿

に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日以前に当該消滅会社の株式	分割の日の前に分割会社の持分
第三項	前条第一項に規定する場合において、合併の日	吸収分割に際して 株主名簿 社員名簿 合併に際して 吸収分割に際して 分割会社が有限会社であつて、承継会社が吸収分割に際して 分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転し

株主名簿	社員名簿	株式	持分
			い、分割の日
			ようとする場合にお

第百四十五条 消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設

会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該消滅会社の振替株式の銘柄
- 二 合併をする時期

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振

(新設)

替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前各項の規定は、株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式でない株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式でない株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項第一号	第一項	
消滅会社	消滅会社が	消滅会社は、合併をする時期
完全子会社となる会社	完全子会社である会社が	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期

第一項第二号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期	社
第二項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日	

6 第一項から第四項までの規定は、消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社又は存続会社が有限会社であるときについで準用する。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式に関する特例)

第四百四十六条 株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、第三百三十条第一項、第三百三十一条第四項(第四百十条第一項において準用する場合を含む。)、及び第四百四十三条第四項(同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。)(の通知をすることができない。

2 前項に規定する場合には、同項の振替株式の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日(同法第二百三十条ノ七第二項)同条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により株券喪失

(新設)

- 登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）のために当該振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 一 第一項の振替株式の銘柄
 - 二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四 加入者が有する第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、その質権の目的である

第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び

第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 当該振替株式の総数その他主務省令で定める事項

4 第二百三十一条第五項及び第六項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二百三十一条第五項第一号	前項第三号	第二百四十六条第三項第三号
	前項第二号	第二百四十六条第三項第二号
	前項第六号	第二百四十六条第三項第六号

第百三十一条第五 項第二号	前項第七号	第百四十六条第二項 第七号
前項第二号		第百四十六条第二項 第三号

5 | 第百三十二条の規定は、第二項本文の申出により振替機関等が開
 設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に
 掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる
 字句と読み替えるものとする。

第百三十二条第二 項	特定の種類の株式が 振替株式となる前に 当該株式	商法第二百三十条ノ 八第一項に規定する 日の前に株券喪失登 録がされた株券の株 式
第百三十二条第三 項	特定の種類の株式が 振替株式 となつた後に、当該 振替株式	同項に規定する日後 に、第百四十六条第 一項の振替株式
	特定の種類の株式が	商法第二百三十条ノ

項	振替株式となる前に 当該株式	八第一項に規定する 日の前に株券喪失登 録がされた株券の株 式
---	-------------------	--

(記載又は記録の変更手続)

第四百四十七条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第二百二十九条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替株式の譲渡)

第四百四十八条 振替株式の譲渡は、第三百三十二条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第二百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の質入れ)

第四百四十九条 振替株式の質入れは、第三百三十二条第一項の振替の申

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の信託の対抗要件)

第百五十条 振替株式については、信託は、信託法第三条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百二十九条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(新設)

(加入者の権利推定)

第百五十一条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する。

(新設)

(善意取得)

第百五十二条 第百三十二条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(新設)

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第百五十三条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主

の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数（消却され、又は転換された振替株式の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

二 当該銘柄の振替株式の発行総数（消却され、又は転換された振替株式の数及び発行者が第百四十六条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。）

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替株式についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替株式について第三項の規定により放棄の意思表

（新設）

示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第百五十四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消

(新設)

- 減が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。
 - 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならぬ。
 - 一 当該放棄の意思表示をした旨
 - 二 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数
 - 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
 - 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録
 - 二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録
 - 6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第三項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百五十五条 第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に

規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該株主(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。)について次条第一項の規定により算出された数を控除した数)

二 すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

(新設)

2 第五百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各株主に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

3 第五百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が第五百九十九条第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以内に、第五百五十三条第三項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が当該通知において当該振替株式の株主として通知をした者（以下この項において「特定被通知株主」という。）以外の株主に係る商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利（以下この条において「議決権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。ただし、当該振替株式が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限る。

- 一 特定被通知株主が当該通知の後二週間以内に、発行者に対し、その議決権等の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式
- 二 商法第二百四十一条第二項の株式
- 三 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために商法第二百一十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における単元未満株式（同法第二百一十一条第五項に規定する単元未満株式をいう。第六十一条において同じ。）

4 前号に規定する場合における商法第二百四十一条第三項の株式振替機関が第五百五十三条第三項の義務の全部を履行したときは、

株主の権利（議決権等を除く。次条第四項及び第百六十二条において「少数株主権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百五十六條 第百五十四條第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に關する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第百五十四條第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄

（新設）

の振替株式の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第百五十四条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する株主に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負つ。

3 前条第三項の規定は、第百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が、第百五十九条第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以内に、第百五十四条第一項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

当該振替機関	振替機関
「議決権等」といふ。（ ）	「議決権等」といふ。（ ）当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録

第一項の規定は	がされた振替株式に係るものに限る。）
第一項の規定は	次条第一項の規定は

4 | 口座管理機関が第五十四条第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、適用しない。

(発行者が誤って振替株式の消却等をした場合における取扱い)

第五十七条 発行者が第五十五条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした株式の消却又は転換は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式についての当該発行者に対抗することができない効力を有しない。

2 | 前項に規定する株式の消却に際して株主に金銭が支払われたときは、当該株主は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3 | 発行者が第五十五条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした商法第二百二十条第一項本文の規定による金銭の交付、利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資

(新設)

本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し（以下この条において「金銭交付等」という。）は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

4 株主は、発行者に対し、前項の金銭交付等に係る金額の返還をする義務を負わない。

5 発行者は、第一項に規定する株式の消却又は第三項の金銭交付等をしたときは、第二項又は前項に規定する金額の限度において、第百五十五条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

（株式の発行に関する商法の特例）

第百五十八条 会社が設立に際して発行する株式について第十二条第一項の同意を与える場合には、発起人は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を商法第百六十九条の書面又は電磁的方法により示さなければならぬ。

2 次に掲げる書面には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

- 一 振替株式についての株式申込証の用紙
- 二 新株の引受権の目的である株式が振替株式である場合における

（新設）

（新設）

新株引受権証書

- 三 新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権申込証の用紙
- 四 新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権付社債申込証の用紙
- 三 振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 四 振替株式の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を株式申込証の用紙若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。
- 五 新株予約権を使用する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、同法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書）に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

（総株主通知）

第百五十九条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住

（新設）

所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

一 発行者が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めたとき。その日の株主

二 発行者が商法第二百五十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により一定の日を定めたとき。
その日の株主

三 営業年度を一年とする発行者について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときは除く。））。

（ ） 当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主（当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の株主）

四 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二十一条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、

- 当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定
が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主
- 五 特定の銘柄の振替株式が振替機関によって取り扱われなくな
ったとき。 当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株
主
- 六 その他政令で定めるとき。 政令で定める日における株主
- 2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければ
ならない。
- 一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口
座（顧客口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は
記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めると
ころにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替
株式につき他の加入者を株主として同項の通知をすることを求め
る旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百
六十二条において「特別株主」という。）
- 二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記
載又は記録がされている場合 当該質権欄に株主としてその氏名
又は名称の記載又は記録がされている者
- 3 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載さ
れ、又は記録されている口座の加入者からの申出があつたときは、
同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住
所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第百二十

- 九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項をも示さなければならない。
- 4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。
- 5 第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び第三項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならない。
- 6 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。
- 7 第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる場合（政令で定める場合を除く。）には、発行者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に掲げる日その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならない。
- 8 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。この

場合においては、第一項から第六項までの規定を準用する。

(株主名簿等の名義書換に関する商法の特例)

第六十条 発行者は、前条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の通知を受けた場合には、商法第二百二十三条第一項の規定にかかわらず、株主名簿に通知事項及び前条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数が一株に満たない端数のみである株主及び質権者に係る事項を除き、振替株式の数については整数の部分に限る。))並びに同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数の整数の部分に対応する部分に限る。))を記載し、又は記録しなければならない。この場合においては、同条第一項各号に定める日に同法第二百六条第一項の名義書換がされたものとみなす。

2 前項に規定する場合には、商法第二百二十条ノ二第一項の規定にかかわらず、発行者(一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。)は、端株原簿に通知事項(前条第一項の通知に係る振替株式の数が整数のみである株主に係る事項を除き、振替株式の数については端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に限る。))及び同条第五項の規定により示された事項(同条第一項の通知に係る振替株式の数の端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に対応する部分に

(新設)

限る。）を記載し、又は記録しなければならない。

3 第一百五十五条第三項又は第五十六条第三項に規定する場合には、発行者は、第一百五十三条第三項又は第五十四条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式については、前二項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿又は端株原簿に記載し、又は記録してはならない。

4 前項の場合には、発行者は、特定被通知株主（第一百五十五条第三項（第五十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。）については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項の規定により通知された特定被通知株主の有する振替株式の数

二 第一百五十三条第三項又は第五十四条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数

5 第一項の規定によりその氏名又は名称及び住所が株主名簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百九条第一項前段の質権者とみなす。

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権）

第百六十一条 第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができず、各株主は、商法第二百四十一条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の議決権を有する。

（新設）

（少数株主権等の行使に関する商法の特例）

第百六十二条 振替株式についての少数株主権等の行使については、商法第二百六条第一項の規定は、適用しない。

（新設）

2 前項の振替株式についての少数株主権等は、次項の通知がされた後政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、行使することができない。

3 振替機関は、特定の銘柄の振替株式について自己又は下位機関の加入者からの申出があった場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知をしなければならない。

一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が第百五十九条第二項第一号の申出をしたものを除く。）の数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項

二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合に

は、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの数及びその数に係る第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項

三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの数及びその数に係る第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

5 第二百五十九条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第五項中「同項及び第三項」とあるのは「第六十二條第三項」と、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(株式の消却に関する商法の特例)

第六十三條 発行者は、振替株式について商法第二百十三條第一項の規定により株式の消却をしようとする場合(第三百五條第一項及び第三百六條第一項に規定する場合を除く。)には、同法第二百十三條第四項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は同法第三百七十六條第一項及び第二項の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替株式について第三百二十四條第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

(新設)

2 第三百二十四条第一項に規定する場合には、株式の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(転換予約権付株式に関する商法の特例)

第三百六十四条 転換予約権付株式である特定の銘柄の振替株式について転換の請求をする加入者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書を発行者に提出するほか、当該振替株式について抹消の申請をしなければならぬ。

2 転換予約権付株式が振替株式でない場合において、当該転換予約権付株式の転換の請求により振替株式を発行しようとするときは、当該転換予約権付株式について転換の請求により振替株式の発行を受けようとする者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

3 転換予約権付株式である振替株式の転換は、商法第二百二十二条ノ六第一項の規定にかかわらず、第三百二十四条第七項において準用する同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(強制転換条項付株式に関する商法の特例)

第三百六十五条 強制転換条項付株式が振替株式でない場合において、当該強制転換条項付株式の転換により振替株式を発行しようとする

(新設)

(新設)

ときにおける商法第二百二十二条ノ九第五項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

2 強制転換条項付株式が振替株式である場合において、当該振替株式の転換により株式を発行しようとするとき（第三百三十九条第一項及び第四百一条第二項に規定する場合を除く。）は、発行者は、商法第二百二十二条ノ九第五項の規定にかかわらず、その旨、転換されるべき当該強制転換条項付株式及び当該発行者の定める一定の日以後に第三百三十八条第一項前段の通知（当該転換により発行される株式が振替株式でない場合にあつては、抹消の通知）をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

3 前項に規定する場合には、強制転換条項付株式の転換は、当該転換により発行される株式が振替株式であるときは第三百三十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日に、当該転換により発行される株式が振替株式でないときは第四百一条第一項において準用する第三百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株式買取請求に関する商法の特例）

第六十六條 発行者は、振替株式の株主に対し、商法第二百四十五条ノ三第六項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項）（同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する

（新設）

場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において準用する場合を含む。
（）の株式の代金の支払をするのと引換えに当該代金の支払に係る特定の銘柄の振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（会社の分割及び合併に関する商法の特例）

第百六十七条 設立会社若しくは承継会社が分割会社に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する株式に代えてその有する振替株式を移転しようとする場合には、分割計画書又は分割契約書に分割会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

2 分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社又は承継会社が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行しようとするときにおける商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三百七十四条ノ七第一項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

3 合名会社又は合資会社が合併をする場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、合併契約書に合名会社又は合資

（新設）

会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

（適用除外）

第百六十八条 振替株式については、商法第二百六条ノ二、第二百七条ノ二及び第二百九条第四項の規定は、適用しない。

2 振替株式を発行している会社については、商法第二百二十八条ノ二の規定は、適用しない。

第五節 雑則

（振替株式の内容の公示）

第百六十九条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

一 第百三十条第一項の通知 同項第六号に掲げる事項

二 第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）の通知 第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

三 第百三十八条第一項前段、第四項第二号又は第五項第一号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第八号に掲げる事項

（新設）

（新設）

（新設）

四 第三百三十九条第一項の通知 同項第六号に掲げる事項

五 第四百二十二条第一項前段（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の通知 同条第一項第七号（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

六 第四百三十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）の通知 同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

七 第四百四十六条第三項の通知 同項第九号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の発行者の負担とする。

第八章 新株の引受権の振替

第一節 通則

（権利の帰属等）

第七十条 振替株式についての新株の発行の決議において、株主に新株の引受権を与える旨及び当該引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた場合には、当該引受権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株引受権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

2 この章において、振替新株引受権の数は、当該振替新株引受権の目的である株式の数によるものとする。

(新株引受権証書の不発行)

第百七十一条 振替新株引受権については、新株引受権証書を発行することができない。

2 振替新株引受権を有する者(以下この章において「振替新株引受権者」という。)は、当該振替新株引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないときは当該振替新株引受権であつた新株の引受権が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株引受権証書の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百七十二条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座

(新設)

(新設)

(新設)

- 「とついで。」)
- 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）
 - 3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 - 二 発行者の商号及び振替新株引受権の種類（以下この章において「銘柄」という。）
 - 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株引受権の銘柄ごとの数
 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
 - 六 その他政令で定める事項
 - 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項
 - 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株引受権の付与時の新規記載又は記録手続）

第一百七十三条 第一百七十条第一項に規定する場合において、商法第二百八十条ノ四第三項の一定の日の株主が振替機関又はその下位機関から振替新株引受権の振替を行うための口座（第一百七十五条第一項に規定する特別口座を除く。）の開設を受けているときは、当該振替機関は、第二百五十九条第一項の通知において、当該口座をも示さなければならない。

2 前項の株主であつて同項の規定により口座が示されなかつたものがある場合には、発行者は、第八十九条の振替機関等に対して当該株主のために当該口座の開設の申出をしなければならない。

3 発行者は、第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第一百七十条第一項の決議により付与する振替新株引受権の銘柄

二 第一項の株主である加入者の氏名又は名称

三 第一項の規定により示された同項の口座（同項に規定する特別口座にあつては、当該特別口座以外の口座がない場合に限る。）又は前項の申出により第八十九条の振替機関等が開設した口座

（新設）

- 四 加入者ごとの第一号の振替新株引受権の数
- 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前号の数のうち信託財産であるものの数
- 六 当該振替新株引受権の総数、当該振替新株引受権についての商法第二百八十条ノ五第一項の一定の期日その他主務省令で定める事項
- 4 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
- イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
- ロ 当該口座における前項第五号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知
- 5 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む

。) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替手続)

第百七十四条 特定の銘柄の振替新株引受権について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座 (顧客口座を除く。) において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者 (以下この条において「申請人」という。) は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第百七十二条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄 (以下この章において「質権欄」という。) の別

三 増加の記載又は記録がされるべき口座 (顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。)

(新設)

- 四 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数（以下この条において「振替数」という。）についての減少の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知
- 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第一百七十二条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録
- 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関

等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には

、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替手続に関する特例）

第一百七十五条 加入者は、第一百七十三条第二項の申出により振替機関等が開設した口座（次項において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替新株引受権については、当該加入者又は当該振替新株引受権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 前項の振替新株引受権に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（抹消手続）

（新設）

第百七十六条 特定の銘柄の振替新株引受権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならぬ。

(新設)

- 2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)(において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
- 3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数を示さなければならぬ。
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関

に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（新株の引受権の失権期日後における振替新株引受権に関する記載又は記録手続）

第一百七十七条 振替機関等は、第一百七十三条第三項第六号の一定の期日後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株引受権についての記載又は記録がされた口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替新株引受権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならぬ。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株引受権に関する特例）

第一百七十八条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第四百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）

（に新株の引受権が付与された場合において、当該引受権が振替新株引受権であるときは、発行者は、当該引受権について、第一百七十三条第三項の通知をすることができない。）

（記載又は記録の変更手続）

第一百七十九条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百

（新設）

（新設）

（新設）

七十二條第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替新株引受権の譲渡)

第八十條 振替新株引受権の譲渡は、第七十四條第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第七十二條第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

(振替新株引受権の質入れ)

第八十一條 振替新株引受権の質入れは、第七十四條第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

(振替新株引受権の信託の對抗要件)

第八十二條 振替新株引受権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第七十二條第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対

(新設)

(新設)

抗することができない。

(加入者の権利推定)

第八十三條 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替新株引受権についての権利を適法に有するものと推定する。

(新設)

(善意取得)

第八十四條 第七十四條第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替新株引受権についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株引受権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(新設)

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第八十五條 前条の規定による振替新株引受権の取得によりすべての振替新株引受権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株引受権の総数が発行者が付与した当該銘柄の振替新株引受権の総数(株式の申込みがされた振替新株引受権の数を除く。以下この項において「振替新株引受権の付与総数」という。)を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、

(新設)

当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならぬ。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株引受権の付与総数（発行者が第七十八条の規定により第七十三条第三項の通知をすることができない振替新株引受権の数を除く。）

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株引受権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株引受権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替新株引受権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替新株引受権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株引受権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第百八十六条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第

二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならぬ。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる数

二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株引受権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならぬ。

4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたとき

(新設)

は、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならぬ。

一 当該放棄の意思表示をした旨

二 当該放棄の意思表示に係る振替新株引受権の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株引受権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前項の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百八十七条 第百八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株引受権者は、当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数
(当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該

(新設)

銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株引受権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二 すべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株引受権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第八十八条 第八十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株引受権者（当該口座管理機関又はその下位

（新設）

機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。)は、その有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十六条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該振替新株引受権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。)についてこの項の規定により算出された数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十六条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第百八十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株引受権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負つ。

第四節 商法の特例

(新株の引受権の割当日等の公告に関する商法の特例)

第百八十九条 第百七十条第一項に規定する場合において、商法第二百八十条ノ四第三項の公告をするときは、発行者は、同項の一定の日の株主に付与される新株の引受権についてこの法律の適用がある旨並びに第百七十三条第二項の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所をも公告しなければならない。

(新株の引受権の行使に関する商法の特例)

第百九十条 振替新株引受権を有する加入者は、当該振替新株引受権の行使をするには、株式申込証により株式の申込みをするほか、当該振替新株引受権について第百七十六条第一項の抹消の申請をしなければならぬ。ただし、第百七十八条に規定する場合は、この限りでない。

(適用除外)

第百九十一条 振替新株引受権については、商法第二百八十条ノ六ノ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三の規定は、適用しない。

第五節 雑則

(振替新株引受権の内容の公示)

第百九十二条 第百七十三条第三項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第六号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株引受権の発行者の負担とする。

第九章 新株予約権の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第百九十三条 新株予約権の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権(その目的である株式が振替株式であるものに限る、商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項の定めがあるものを除く。)の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であつて、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権」という。)についての権利の帰属は、

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第百九十四条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号及び振替新株予約権の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者（商法第

(新設)

(新設)

二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。() ことの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録(主務省令で定めるもの)に限る。() で作成することができる。

(振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続)

第百九十五条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければなら

(新設)

- ない。
- 一 当該発行に係る振替新株予約権の銘柄
 - 二 前号の振替新株予約権の新株予約権者である加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者についての第二百十三条第三項に規定する口座
 - 四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権の数
 - 五 当該振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
 - 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知
- 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替手続)

第百九十六条 特定の銘柄の振替新株予約権について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。)かの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数(以下この条において「振替数」という。)(のうちの当該新株予約

(新設)

権者ごとの数

- 四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）
 - 五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
 - 六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所
- 4
- 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 申請人の口座の前項第一号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録
 - イ 振替数についての減少の記載又は記録
 - ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知
 - 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第百九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数に

ついで増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の新株予約権者ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当

該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五

項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

- 8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（抹消手続）

第百九十七条 特定の銘柄の振替新株予約権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならぬ。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数を示さなければならぬ。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関

（新設）

に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第百九十八条 特定の銘柄の振替新株予約権を消却しようとする場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権の発行者は、第二百五条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替新株予約権について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録

（新設）

- 又は通知をしなければならない。
- 3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。
- 一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
 - 二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数
 - 三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
 - 四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数のうち当該新株予約権者ごとの数
- 4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録
 - イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録
 - ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関

等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第二項第二号の数についての減少の記載又は記録
 - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第百九十九条 特定の銘柄の振替新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権の発行者は、第二号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 消却されるべき振替新株予約権の銘柄
- 二 商法第二百八十条ノ三十六第四項の一定の日
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座）

（新設）

機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。次条において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならぬ。

- 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）
第二百条 振替機関等は、第九十五条第一項第五号に規定する期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならぬ。

（新設）

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権の引受権に関する特例）

第二百一条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第四百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に付与された新株予約権の引受権（同法第二百八十条ノ二十第二項第十二号に規定する新株予約権の引受権をいう。第二百十三条第三項において同じ。）の行使によって発行された振替新株予約権については、第九十五条第一項の通知をすることができない。

（新設）

2 前項の振替新株予約権の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（第四百四十六条第二項本文に規定する同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（第四百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。）のために当該振替新株予約権の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（当該名義人のために振替新株予約権の発行者の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 第一項の振替新株予約権の銘柄
- 二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）
- 四 第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権の数
- 五 第一号の振替新株予約権の総数その他主務省令で定める事項

4 第九十五条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百一条第三項第三号」と、「前項第二号」とあるのは「第二百一条第三項第二号」と読み替えるものとする。

5 加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6 第一項の振替新株予約権に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(記載又は記録の変更手続)

第二百二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九十四条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替新株予約権の譲渡)

第二百三条 振替新株予約権の譲渡は、第九十六条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあって

(新設)

(新設)

(新設)

は、第九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権の質入れ)

第二百四条 振替新株予約権の質入れは、第九十六条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

(振替新株予約権の信託の對抗要件)

第二百五条 振替新株予約権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(新設)

(加入者の権利推定)

第二百六条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)(における記載又は記録がされた振替新株予約権)についての権利を適法に有するものと推定する。

(新設)

(善意取得)

第二百七条 第九十六条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)(において特定の銘

(新設)

柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百八条 前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならぬ。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数及び発行者が第二百一条第一項の規定により第九十五条第一項の通知をすることができない振替新株予約権の数を除く。）

2 前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、

（新設）

移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替新株予約権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替新株予約権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第二百九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における

(新設)

- 当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された
当該銘柄の振替新株予約権の数
- 2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- 一 前項第一号に掲げる数
- 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならぬ。
- 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならぬ。
- 一 当該放棄の意思表示をした旨
- 二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権の銘柄及び数
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
- 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録
- 二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の

記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百十條 第二百八條第一項に規定する場合において、同項に規定

する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該新株予約権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。)について次条第一項の規定により算出された数を控除した数)

二 すべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、

(新設)

当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

- 2 第二百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負つ。

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百十一条 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。)は、その有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該新株予約権者(当該下位機関又はその下位機関が開設し

(新設)

た口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。() についてこの項の規定により算出された数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数)

2 第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株予約権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務を負う。

(発行者が誤つて振替新株予約権の消却をした場合における取扱い)

第二百十二条 発行者が第二百十條第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替新株予約権についての当該発行者に対

(新設)

抗することができる数を減少させる効力を有しない。

2 前項に規定する新株予約権の消却に際して新株予約権者に金銭が支払われたときは、当該新株予約権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十条第二項又は前条第二項の規定による新株予約権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(新株予約権の発行に関する商法の特例)

第二百十三条 振替新株予約権については新株予約権申込証の用紙には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

2 振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を新株予約権申込証の用紙に記載し、又は商法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。振替新株予約権

(新設)

(新設)

に係る新株予約権の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

(新株予約権原簿の名義書換に関する商法の特例)

第二百十四条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める新株予約権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数その他主務省令で定める事項を速やかに通知しなければならない。

一 特定の銘柄の振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。当該指定を取り消された日又は当該指定が効力を失つた日の新株予約権者

二 特定の銘柄の振替新株予約権が振替機関により取り扱われなくなつたとき。当該振替機関が当該振替新株予約権の取扱いをやめた日の新株予約権者

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座(顧客口座を除く。)(の保有欄に前項の振替新株予約権につい

(新設)

- ての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者
- 二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に新株予約権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者
- 3 振替機関は、第一項の場合において、振替新株予約権が質権欄に記載され、又は記録されているときは、同項の通知において、当該振替新株予約権に係る質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替新株予約権の銘柄及び当該振替新株予約権についての第百九十四条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項をも示さなければならない。
- 4 第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び前項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならない。
- 5 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。
- 6 発行者は、第一項の通知を受けたときは、新株予約権原簿に、当該通知に従い、商法第二百八十条ノ三十一第二項に規定する事項並

びに質権者の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。この場合においては、各新株予約権の取得の年月日は、当該通知を受けた年月日とする。

7 前項の規定によりその氏名又は名称及び住所が新株予約権原簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百八十条ノ三十五第三項後段の規定により新株予約権原簿に記載又は記録がされた質権者とみなす。

(新株予約権の消却に関する商法の特例)

第二百十五条 発行者は、第九十八条第一項前段に規定する場合には、商法第二百八十条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、同条第一項後段の決議をした旨、消却されるべき振替新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該振替新株予約権について第九十八条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、振替新株予約権の消却は、第九十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(新株予約権の行使に関する商法の特例)

第二百十六条 振替新株予約権を行使する加入者は、商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権について第九十七条第一項の抹消の申請をしない。

(新設)

(新設)

ければならない。

(適用除外)

第二百七十七条 振替新株予約権については、商法第二百八十条ノ三十

一第二項及び第二百八十条ノ三十五の規定は、適用しない。

(新設)

第五節 雑則

(新設)

(振替新株予約権の内容の公示)

第二百八十条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を

受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄
について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事
項を知ることができるようにしなければならない。

(新設)

一 第一百九十五条第一項の通知 同項第五号に掲げる事項

二 第二百一条第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権の発行者の負
担とする。

第十章 新株予約権付社債の振替

(新設)

第一節 通則

(新設)

(権利の帰属等)

第二百十九条 新株予約権付社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権付社債（当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権付社債」という。）についての権利（第二百三十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この章において、振替新株予約権付社債の数は、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の数によるものとする。ただし、振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した場合における当該消滅した新株予約権に係る振替新株予約権付社債の数は、当該消滅した新株予約権の数によるものとする。

（新株予約権付社債券の不発行）

第二百二十条 振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券（商法第三百四十一条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替新株予約権付社債を有する者（以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。）は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継す

（新設）

（新設）

る者が存しないとき又は当該振替新株予約権付社債であった新株予約権付社債が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付社債券の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二百一十一条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号、振替新株予約権付社債の種類、担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合には、いずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項及び振替新株予

(新設)

(新設)

約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨（以下この章において「銘柄」という。）

三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続）

第二百二十二条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、商

(新設)

法第二百四十一条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込期日における払込みに係る振替新株予約権付社債の銘柄

二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者についての第二百四十三条第三項に規定する口座

四 加入者ごとの第一号の払込みに係る振替新株予約権付社債の数

五 当該振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号